

千葉県による公社等外郭団体に関する情報公開

平成17年7月1日作成

団体名	社会福祉法人 千葉県社会福祉事業団	県所管課	健康福祉部障害福祉課
代表者	理事長 山本修平	電話	043-223-2339
所在地	千葉県袖ヶ浦市蔵波3108-1		
電話	0438-62-2721		
設立年月日	昭和41年7月20日		
ホームページ アドレス			
事業内容	知的障害者更生施設「更生園」、知的障害者授産施設「なごうらワークホーム」及び知的障害者児施設「養育園」の管理運営受託。障害児(者)短期入所事業の受託及び知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)の運営		

1 出資等の状況(H17.4.1現在)

(単位:千円,位)

資本金(又は出捐金)	10,000
------------	--------

出資(出捐)者	出資(出捐)額	出資(出捐)割合	出資(出捐)順位	備考
千葉県	10,000	100.0%	1	
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		
		0.0%		

2 社員(会員)の状況(社団法人のみ)(H17.4.1現在)

社員総数	
------	--

区分		社員数	主な者
内訳	地方公共団体		
	県		
	市町村		
	国又は政府系機関		
	民間法人		
その他			

3 財務状況

(1)貸借対照表から

(単位:千円)

項 目	14年度	15年度	16年度
総資産	286,713	369,912	1,588,782
負債	214,452	321,105	1,537,789
資本	72,261	48,807	50,993
累積損益	27,241	27,492	31,863

(2)損益計算書

(単位:千円)

項 目	14年度	15年度	16年度
総収入 (=売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	3,713,847	3,646,463	5,030,195
経常損益	1,995	23,453	2,186
当期損益	1,995	23,453	2,186
減価償却前当期損益	1,995	23,453	2,186

4 年度末借入金残高等の状況

(単位:千円)

項 目	14年度	15年度	16年度
借入金残高	0	0	0
うち県からの借入金残高			
うち県以外からの借入金残高			
うち県の債務保証又は損失補償の対象となる借入金残高			

公益法人については、次のとおり公益法人会計基準に読み替える。

貸借対照表 資本 正味財産の部合計

累積損益 基本金等を除く正味財産額

損益計算書 損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入 (= 売上高 + 営業外収益 + 特別利益) 総収入 (= 当期収入合計 - 借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

5 県の財政支出の状況

(単位:千円)

項目	目的、内容、算出根拠等	14年度	15年度	16年度
委託料	袖ヶ浦福祉センター等管理運営委託費	3,677,186	3,603,262	3,975,012
補助金・交付金・負担金	グループホーム補助金	4,257	3,325	4,922
その他 (利子補給・税の減免額・出資金・貸付金・その他)		0	0	0
合計		3,681,443	3,606,587	3,979,934

6 役職員の状況(各年度7月1日現在)

(単位:人)

項目	14年度	15年度	16年度
常勤役員数	2	2	2
うち県退職者	2	2	0
うち県派遣職員	0	0	1
常勤職員数	280	273	262
うち県退職者	0	0	0
うち県派遣職員	7	7	6

7 事務事業の見直しの状況

千葉県社会福祉事業団に管理委託している県立障害福祉施設については、施設の見直しをおこなっており、知的障害者通勤寮「畑通勤寮」、知的障害者福祉ホーム「畑ホーム」については、平成16年度末で県立施設を廃止し平成17年4月より民間社会福祉法人へ民間移譲を行った。今後は、知的障害者授産施設「ながうらワークホーム」を平成17年度末で県立施設を廃止し、公募により移譲先を選定し平成18年4月より民間移譲を行う予定であり、また、ながうらワークホーム以外の「袖ヶ浦福祉センター」については、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、公募により選定された指定管理者による管理を行う予定である。

(参考) 公社等外郭団体の見直し概要(千葉県行政改革推進本部決定)

改革方針	縮小
改革の期間	H15～H19
改革の概要	<p>(見直しの考え方) 事業団に委託している知的障害者(児)福祉施設等の事業運営については、以下の視点により見直しに取り組む。</p> <p>(1) 利用者の入所施設から地域生活への移行を促進するための先導的役割を担う。 (2) 民間と同様の事業を行っている施設は、公的な関与が必要な事業への特化・規模縮小、あるいは民間法人への委託・移譲又は廃止について検討する。 (3) 地域で生活している知的障害者の就業面と生活面における一体的かつ総合的支援について検討する。</p>
改革の効果	<p>事業特化に伴うサービスの充実(投下資本の有効活用) 内部管理経費の削減。</p>
改革に伴う課題	<p>事業の特化、定員の削減、施設の廃止等の検討にあたって、入所者の処遇、雇用、施設撤去費などの課題がある。</p>
その他	